

## 第八十五号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「の災害」の下に「（次号において「災害」という。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十条第一項の規定による援助の要求（災害に係るものに限る。）により派遣された道府県警察の管轄区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動

第十五条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に、「千六百八十円」を「二千百六十円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円

第十五条第三項中「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

附則第四項中「（昭和二十九年法律第百六十二号）」を削る。

附則第五項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に、「一千六百八十円」を「二千百六十円」に改める。

附則第七項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

特殊勤務手当の支給範囲及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。